

道路運送法第 9 条第 4 項，及び同法施行規則第 9 条
第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明書

平成 25 年 11 月 5 日協議済みの事項に関し，平成 26 年 1 月 28 日開催の富里市地域公共交通会議において，下記事項に関し変更協議が調ったことを証明する。

1 変更協議が調っている路線又は営業区域

富里市全域及び八街市の一部

2 変更協議が調っている運行系統又は運送の区間

区域運行とし，基本的な運行経路，運行ダイヤ，乗降ポイントを設定し，利用者から事前予約があった場合に運行する乗合方式のデマンド交通とする。

基本的な運行経路・乗降ポイントは以下のとおりとする。

(1) 根木名ルート（別紙 1）

富里バスターミナルと市役所間の往復運行

(2) 十倉ルート（別紙 2）

富里バスターミナルと八街駅間の往復運行

(3) 高松ルート（別紙 3）

富里バスターミナルと八街駅間の往復運行

3 変更協議が調っている運賃（料金）の種類，額及び適用方法

(1) 普通乗車券

1 乗車あたりの運賃は下記のとおりとする。

分類	市内	市外 (八街駅利用者)
大人	300 円	400 円
小学生	100 円	200 円
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	150 円	200 円
身体障害者手帳，療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方，小学生未満	無料	

※高齢者，障がい者等で介助を必要とする方の介助者の運賃は上記分類による。

※小学生未満は保護者と同乗する場合のみ，利用可能とする。

※割引制度として回数券を発行する。

(2) 回数券

回数券は11枚つづりで下記のとおりとする。

分類	市内	市外 (八街駅利用者)
大人	3,000 円	4,000 円
小学生	1,000 円	2,000 円
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	1,500 円	2,000 円

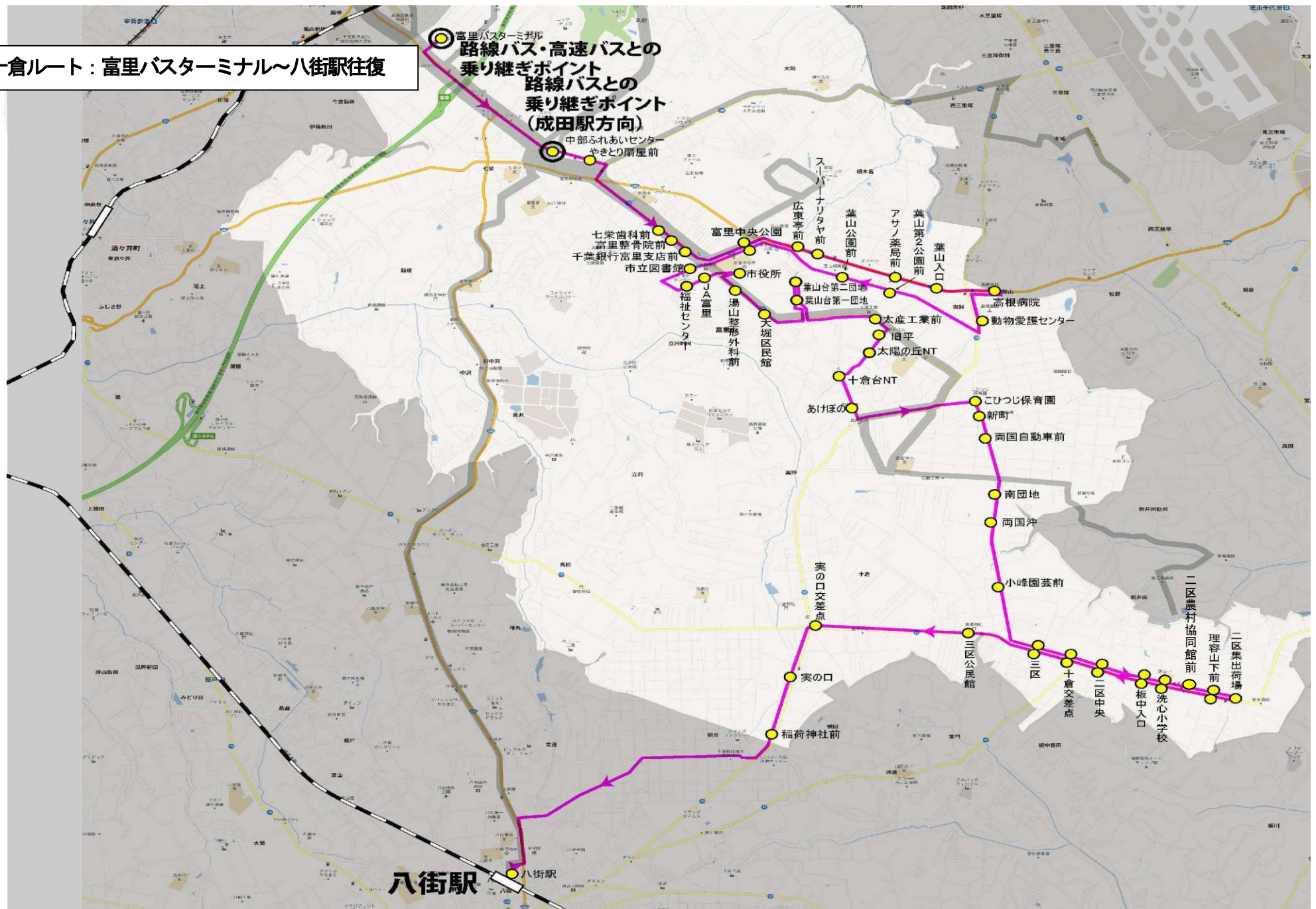
4 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には，その条件

適用期間	平成26年4月1日から
運行日	土日祝日，年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日のみ運行
運行時間	午前8時から午後6時まで
運行便数	各ルート1日12便
使用車両	受託者が所有する乗車定員5名以下の普通乗用車（セダン型車両）で一般乗用旅客自動車運送事業と併用して使用する車両
車両台数	最大7台
運行主体	成田タクシー株式会社

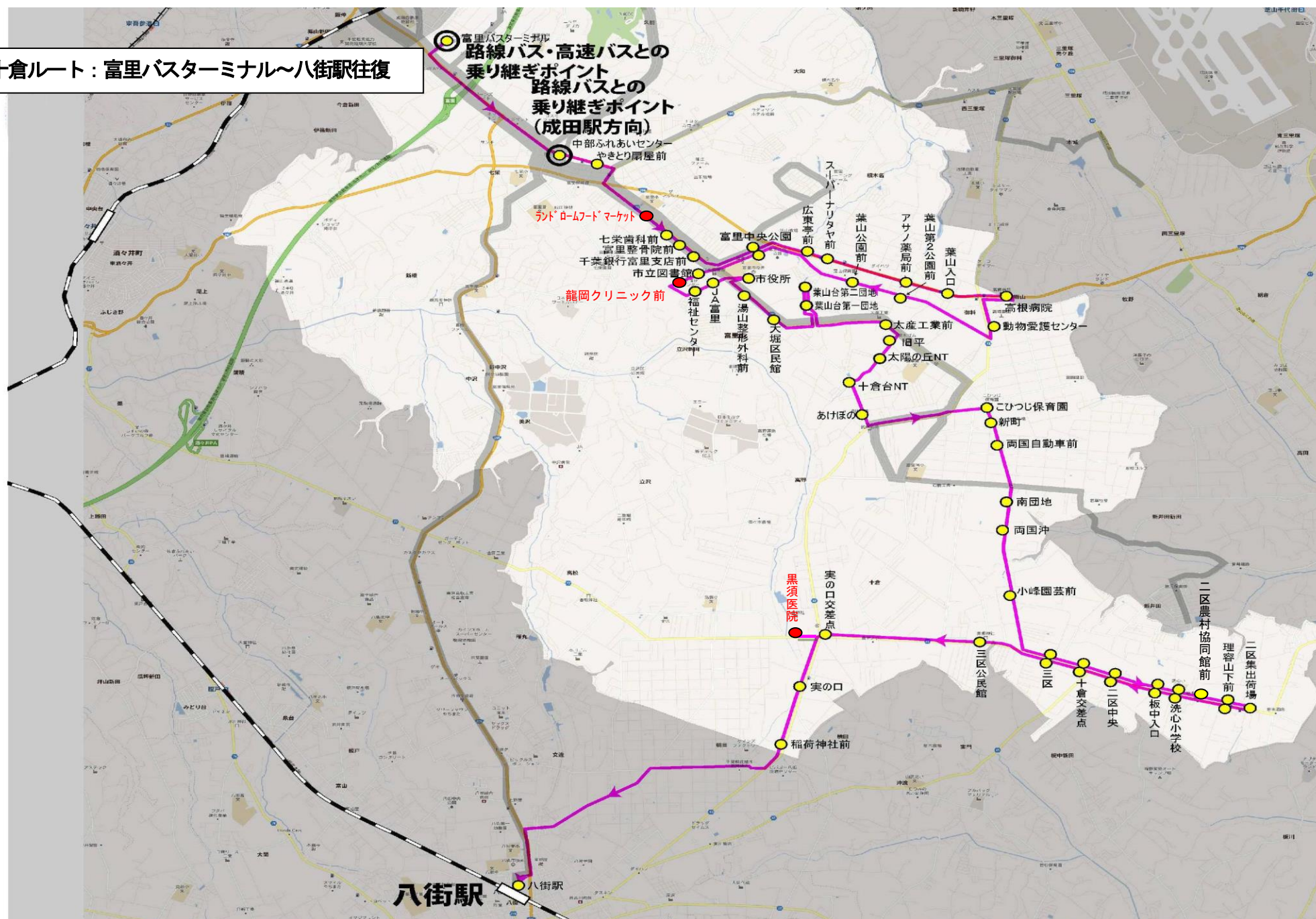
平成26年1月28日
富里市地域公共交通会議
会長 石橋 規



十倉ルート：富里バスターミナル～八街駅往復



十倉ルート：富里バスターミナル～八街駅往復



富里バスターミナル
路線バス・高速バスとの
乗り継ぎポイント
路線バスとの
乗り継ぎポイント
(成田駅方向)

